

豊川市連区長会地域活動備品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市内の連区又は、町内会が主体となって地域活動を行う際に、豊川市連区長会の所有する備品を貸出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(備品の種類)

第2条 貸出しができる備品は、別表のとおりとする。

(貸出対象者等)

第3条 備品は、豊川市内で活動する連区、又は各連区に所属する町内会が主体となって行う活動及び、公益活動の事業において使用する場合に貸し出すことができる。

(貸出しに係る申請等)

第4条 備品の貸出しを希望する団体等は、原則として貸出しを希望する日の3か月前から5日前までに豊川市連区長会地域活動備品貸出申請書(様式1)を連区長会会長に提出し、許可を受けなければならない。

2 貸出しを希望する日の5日前が豊川市の休日を定める条例(平成2年条例第31号)(以下「条例」という。)第1条第1項に規定する休日に当たる場合は、その休日以前の最後の休日でない日に申請書を提出しなければならない。

3 連区長会会長は、前項の申請書を受理したときは、その内容について審査し、適正と認めたときは、豊川市連区長会地域活動備品貸出許可書(様式2)を交付し、備品を貸し出すものとする。

4 備品は、原則として申請者順に貸し出すものとする。

(許可の取消等)

第5条 連区長会会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、又は貸出しの許可を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) その他やむを得ない事由が生じたとき。

(使用の方法)

第6条 貸出しの許可を受けた団体(以下「使用者」という。)は、備品を適正に管理し使用するものとする。

2 使用者は、備品を他の目的に使用し、若しくは転貸し、交換し、担保にしてはならない。

(貸出しの期間)

第7条 備品を貸出しできる期間は、5日以内とする。この場合において、貸出期間の最終日が条例第1条第1項に規定する休日に当たる場合は、その休日以降の最初の休日でない日の午前中までに返却しなければならない。

(損害等)

第8条 使用者は、備品に損害を生じさせたときは、修理その賠償の責めを負わなければならない。

2 備品の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、豊川市連区長会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

貸出物品は以下のとおりとする。

- ・ワイヤレスアンプ1台（マイク3本付き）
- ・プロジェクター1台（ポインター1台付き）
- ・スクリーン1台
- ・コードリール（20m）1台
- ・非接触型体温計3台
- ・Web 会議用モニター（HDMI ケーブル付き）1台
- ・360° Web カメラ（三脚付き）1台